の当該事業年度終了の時の貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額に対する割合をいう。以下この項において同じ。）を乗じて計算した金額（当該金額が当該外国法人税の額を超える場合には、当該外国法人税の額）

イ　居住者　次に掲げる金額の合計額に所得税法第百八十二条第二号に規定する税率を乗じて計算した金額

(1)　当該居住者が支払を受ける当該利益の配当の額

(2)　当該外国法人税の額に、当該居住者に係る次項第一号に定める金額の当該控除限度額に対する割合を乗じて計算した金額

ロ　内国法人　次に掲げる金額の合計額に所得税法第二百十三条第二項第二号に規定する税率を乗じて計算した金額

(1)　当該内国法人が支払を受ける当該利益の配当の額

(2)　当該外国法人税の額に、当該内国法人に係る次項第二号に定める金額の当該控除限度額に対する割合を乗じて計算した金額

ハ　非居住者又は外国法人　次に掲げる金額の合計額に所得税法第二百十三条第一項第一号に規定する税率を乗じて計算した金額

(1)　当該非居住者又は外国法人が支払を受ける当該利益の配当の額

(2)　当該外国法人税の額に、当該非居住者又は外国法人に係る次項第三号に定める金額の当該控除限度額に対する割合を乗じて計算した金額

二　特定目的会社が納付した外国法人税の額が当該外国法人税の額に係る特定目的会社の利益の配当に係る控除限度額を超える場合　次に掲げる者ごとにそれぞれ次に定める金額を合計した金額に当該特定目的会社の各事業年度の外貨建資産割合を乗じて計算した金額（当該金額が当該外国法人税の額を超える場合には、当該外国法人税の額）

イ　居住者　次に掲げる金額の合計額に所得税法第百八十二条第二号に規定する税率を乗じて計算した金額

(1)　当該居住者が支払を受ける当該利益の配当の額

(2)　当該居住者に係る次項第一号に定める金額

ロ　内国法人　次に掲げる金額の合計額に所得税法第二百十三条第二項第二号に規定する税率を乗じて計算した金額

(1)　当該内国法人が支払を受ける当該利益の配当の額

(2)　当該内国法人に係る次項第二号に掲げる金額

ハ　非居住者又は外国法人　次に掲げる金額の合計額に所得税法第二百十三条第一項第一号に規定する税率を乗じて計算した金額

(1)　当該非居住者又は外国法人が支払を受ける当該利益の配当の額

(2)　当該非居住者又は外国法人に係る次項第三号に定める金額

2　前項各号に規定する控除限度額とは、当該外国法人税に係る特定目的会社の利益の配当の支払を受ける次の各号に掲げる者ごとにそれぞれ当該各号に定める金額を合計した金額をいう。

一　居住者　イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額

イ　当該居住者が支払を受ける当該利益の配当の額を一から所得税法第百八十二条第二号に規定する税率を控除して得た率で除して計算した金額

ロ　当該居住者が支払を受ける当該利益の配当の額

二　内国法人　イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額

イ　当該内国法人が支払を受ける当該利益の配当の額を一から所得税法第二百十三条第二項第二号に規定する税率を控除して得た率で除して計算した金額

ロ　当該内国法人が支払を受ける当該利益の配当の額

三　非居住者又は外国法人　イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額

イ　当該非居住者又は外国法人が支払を受ける当該利益の配当の額を一から所得税法第二百十三条第一項第一号に規定する税率を控除して得た率で除して計算した金額

ロ　当該非居住者又は外国法人が支払を受ける当該利益の配当の額

3　控除外国法人税の額は、特定目的会社が利益の配当（当該控除外国法人税の額を納付することとなる事業年度に係るものに限る。）につき所得税法第百八十一条又は第二百十二条の規定により所得税を徴収する際、その徴収して納付すべき所得税の額から控除するものとする。

4　個人又は法人（所得税法第二条第一項第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下第五条までにおいて同じ。）が支払を受ける特定目的会社の利益の配当につき法第九条の六第一項の規定の適用があつた場合には、当該利益の配当に係る控除外国法人税の額をこれらの者が支払を受ける当該利益の配当の額に加算するものとする。

5　特定目的会社は、外国法人税を課された場合には、財務省令で定めるところにより、当該外国法人税の額を課されたことを証する書類その他財務省令で定める書類を保存しなければならない。

6　法第九条の六第三項に規定する政令で定める金額は、同条第一項の規定により特定目的会社の利益の配当に係る所得税の額から控除された控除外国法人税の額に次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額（法第八条の五第一項の規定の適用を受けた利益の配当に係るものを除くものとし、恒久的施設を有する非居住者にあつては、当該非居住者が支払を受ける利益の配当が所得税法第百六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得に該当するものに係るものに限る。）とする。

一　居住者　第二項に規定する控除限度額のうちに当該居住者が支払を受ける利益の配当に係る同項第一号に定める金額の占める割合

二　恒久的施設を有する非居住者　第二項に規定する控除限度額のうちに当該非居住者が支払を受ける利益の配当に係る同項第三号に定める金額の占める割合

7　法第九条の六第四項に規定する政令で定める金額は、同条第一項の規定により特定目的会社の利益の配当に係る所得税の額から控除された控除外国法人税の額に次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額（恒久的施設を有する外国法人にあつては、当該外国法人が支払を受ける利益の配当が法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に該当するものに係るものに限る。）とする。

一　内国法人　第二項に規定する控除限度額のうちに当該内国法人が支払を受ける利益の配当に係る同項第二号に定める金額の占める割合

二　恒久的施設を有する外国法人　第二項に規定する控除限度額のうちに当該外国法人が支払を受ける利益の配当に係る同項第三号に定める金額の占める割合

8　法第九条の六第三項の規定の適用がある場合における所得税法施行令の規定の適用については、同令第二百五十八条第四項中「受けた」とあるのは「受けた租税特別措置法第九条の六第三項（特定目的会社の利益の配当に係る源泉徴収等の特例）の規定により読み替えられた」と、「法第九十三条第一項」とあるのは「租税特別措置法第九条の六第三項の規定により読み替えられた法第九十三条第一項」と、「法第百六十五条の五の三第一項に」とあるのは「租税特別措置法第九条の六第三項の規定により読み替えられた法第百六十五条の五の三第一項に」と、同令第二百六十四条（同令第二百九十三条において準用する場合を含む。）中「の金額」とあるのは「の金額及び租税特別措置法第九条の六第一項（特定目的会社の利益の配当に係る源泉徴収等の特例）に規定する特定目的会社の同項に規定する利益の配当（同法第八条の五第一項（確定申告を要しない配当所得等）の規定の適用を受けたものを除く。）に係る所得税の額に係る同法第九条の六第三項に規定する特定目的会社分配時調整外国税相当額」とする。

9　法第九条の六第四項の規定の適用がある場合における法人税法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句とする。

第百四十条の二第一項及び第百四十八条第二項	法第六十九条の二第一項	租税特別措置法第九条の六第四項（特定目的会社の利益の配当に係る源泉徴収等の特例）の規定により読み替えられた法第六十九条の二第一項